



知財戦略セミナー

研究者向け

～研究者に知っておいてほしい

知的財産の話～

～セミナーの会場から⑤～

知財を知っているようで実はよく知らないことが多いのが研究者です。新製品・新技術を効果的に開発し、事業拡大に貢献するには研究者も知財戦略に無縁ではられません。今回は「知財戦略セミナー（研究者向け）」のエッセンスをご紹介します。

1. 知財戦略と研究者の役割

法的に保護される知的財産権として、特許権（発明）、実用新案権（考案）、商標権（ブランド）、意匠権（デザイン）及び創作物を保護する著作権などがあります。

このほかノウハウと呼ばれる知的財産については、原則として法的保護はありません。しかし、ノウハウは自社の技術を保護するため非常に重要で、厳密に管理する必要があります。

これら知的財産は自社の製品・技術を模倣から守るだけでなく、事業拡大のカギとなるものとして今や企業活動に不可欠のものとなっていますが、その価値は、権利の取り方、活用の仕方ひとつで大きく価値が変わります。

自社の知的財産の価値を最大まで高めるには、経営の根本として事業戦略、開発戦略と三位一体で知財戦略を策定し、全社的に取り組むことが必要であり、新製品・新技術を開発する研究者には重要な役割が求められます。

2. 真に役に立つ知的財産権を取得するには

企業が知的財産を活用して発展していくためには、(1) 新製品を開発（知的創造）し、(2) 知的財産で保護（権利化）し、(3) それを活用して事業収益を挙げ、(4) 次の開発投資に向けるという「知的創造サイクル」を構築することが重要であり、このサイクルの中では「知的財産」が一貫して不可欠な要素となっています。

しかし、特許出願等を行い、法的に保護される知的財産権を取得するには、多くの費用を要することから、経営資源に限られる中小企業としては闇雲に権利を取得するのではなく、自社が得意とする分野について、類似の先行技術の状況をよく見極めながら、権利範囲の広い特許権等を効果的に取得していくことが望ましいと思われます。

この権利範囲の広い特許権を取得するにはどうしたらよいか、出願時に記載する「明細書」と「特許請求の範囲」を取り上げ、研究者として留意すべきポイントを解説します。

3. 「明細書」「特許請求の範囲」の書き方

わが国の特許法では、新しい技術を公開した者にその恩恵として出願日から20年間独占権を付与することを定めています。

新しい技術の公開に当たっては、明細書を作成し、従来の技術と比べどの点が異なり、どの点が新しいか、また、その技術によりいかに便利になるのかを具体的に説明する必要があります。

しかし、明細書はこと細かに作成すれば良いものではありません。例えば材料を混ぜる温度やタイミングなど、ノウハウに属する事項は明細書に書く必要はなく、むしろ秘密管理を徹底して行い、外部に流失しないよう努める必要があります。

また、特許請求の範囲には自社が独占したい権利の範囲を記載しますが、新しい技術について、より一般的・汎用的な記載にすると権利範囲の広い特許権を取得することができます。そのため、研究開発の初期から出願に至るまで、IPDL（特許電子図書館）などで他社の技術内容を常に詳細にチェックし、自社の技術と対比しておく必要があります。

（知財戦略アドバイザー：山田 健太郎）

～研究者の知財の心得～

- 差別化を図った独自の研究開発を
- 他社の技術動向を常に詳細にチェック
- 特許請求の範囲は、新技術分野はより広く
- 明細書にノウハウは絶対記載しない



知財セミナーの開催情報とお申込みは知財センターホームページをご覧ください。

中小企業の皆さまの知的財産に関するご相談も承っております（無料・予約制）

TEL 03-3832-3656 公社トップページ → 知的財産

※本誌P19にて、今後実施する知財セミナーのご案内をしています。